

新潟県条例第50号

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(占用料) 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3 （略）	(占用料) 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.05</u> を乗じて得た額とする。 3 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。